

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

行田市における人口は、平成13年（1月1日現在 86,065人）までは増加傾向にあったが、それ以降は減少に転じ、平成30年1月1日現在で82,836人となるなど、減少傾向で推移しており、将来的には人口減少や少子化・高齢化が加速的に進むことが予測されている。また、小規模事業者の状況は、行田商工会議所における統計において、平成18年度では3,435社（小規模事業者数2,759社）あったのに対し、平成24年度では3,130社（小規模事業者数2,505社）であるなど、小規模事業者の比率が80%を超える状況となっている。市内事業者においては人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、市内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は激しさを増すなど、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。そこで、行田市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

行田市では、地方創生に資する雇用促進や就業環境の改善を通じて、市内中小企業を中心とした地域経済振興事業を行うために、平成27年4月1日に制定した「行田市中小企業振興事業補助金交付要綱」において、商工会議所と連携して中小企業振興施策を実施し、中小企業者の活性化に向けた取組を推進している。

よって、引続き認定支援機関を始めとする支援団体と連携をはかり、中小企業者の生産性向上を促し、市内の中小企業の経営基盤の強化の継続的な発展を図るため、年10件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

行田市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

行田市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が行田市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

行田市の産業は市内広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

行田市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が行田市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

ただし、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。

・先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。